

臨時閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年12月22日（金） 17：21～17：32

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）
小 泉 龍 司 国務大臣（法務大臣）
上 川 陽 子 国務大臣（外務大臣）
鈴 木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）
盛 山 正 仁 国務大臣（文部科学大臣）
武 見 敬 三 国務大臣（厚生労働大臣）
坂 本 哲 志 国務大臣（農林水産大臣）
齋 藤 健 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）
伊 藤 信太郎 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）
木 原 稔 国務大臣（防衛大臣）
林 芳 正 国務大臣（内閣官房長官）
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）
土 屋 品 子 国務大臣（復興大臣）
松 村 祥 史 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）
加 藤 鮎 子 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
新 藤 義 孝 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
自 見 はなこ 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
陪 席 者：村 井 英 樹 内閣官房副長官
森 屋 宏 内閣官房副長官
栗 生 俊 一 内閣官房副長官
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 9件

いずれも、案件表のとおり、決定となった。

議事内容：

○林国務大臣：ただ今から、臨時閣議を開催いたします。

まず、臨時閣議案件について、村井副長官から御説明申し上げます。

○村井内閣官房副長官：一般案件について、申し上げます。まず、「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」の一部改正について、御決定をお願いいたします。本件は、自衛隊の統合運用を踏まえた総合的な視点から、国家安全保障会議において決定すべき対象装備品を整理するものであります。

次に、「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋」について、御決定をお願いいたします。本件は、社会保障制度の持続可能性を高めるため、今後取り組むべき課題を取りまとめたものであります。

次に、「こども未来戦略」について、御決定をお願いいたします。本件は、少子化・人口減少のトレンドを反転させるため、取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめたものであります。

次に、「こども大綱」、「はじめの100か月の育ちビジョン」及び「こどもの居場所づくりに関する指針」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、加藤大臣から御発言があります。

次に、「令和6年度一般会計歳入歳出概算」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣から御発言があります。

次に、「令和6年度税制改正の大綱」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、財務大臣、総務大臣及び内閣官房長官から御発言があります。

次に、「防衛装備移転三原則の一部改正」について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、経済産業大臣から御発言があります。

○林国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、加藤大臣。

○加藤国務大臣：こども大綱は、本年4月に施行されたこども基本法に基づく我が国初の大綱であり、幅広いこども施策を総合的に推進するため、今後5年程度の基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるものです。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、基本的な方針として、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、こども・若者や子育て当事者とともに進めていくこと、ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援すること、良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図ること、若い世代の生活の基盤の安定を確保し、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望を実現すること、施策の総合性を確保することを掲げています。こども大綱の下で進める具体的な施策は、毎年、こどもまんなか実行計画として、策定してまいります。各閣僚におかれましては、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども政策の推進に御尽力いただくよう、よろしくお願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、財務大臣。

○鈴木国務大臣：令和6年度予算の概算、令和6年度財政投融资計画及び令和6年度

税制改正の大綱につきまして、私から大要を御説明いたします。最初に、令和6年度予算及び令和6年度財政投融资計画につきまして、御説明いたします。令和6年度予算は、歴史的な転換点の中、時代の変化に応じた先送りできない課題に挑戦し、変化の流れを掴み取るとともに、骨太方針に基づき、「経済・財政一体改革を着実に推進する。ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。」との考え方に立った予算としております。社会保障関係費につきましてその実質的な伸びを高齢化による増加分におさめております。また、社会保障関係費以外につきましては、これまでの歳出改革の取組を実質的に継続するものとなっております。こうした結果として、一般歳出は6兆7,764億円となります。これに地方交付税交付金等1兆7,863億円及び国債費2兆7,900億円を加えた一般会計歳出の規模は、総額1兆1,271.7億円となります。次に歳入のうち、租税及び印紙収入は6兆9,080億円、また、その他収入は、7兆5,147億円となります。以上の結果、公債の発行額は、3兆9,490億円となり、前年度当初予算と比べて、6,740億円減少しております。また、令和6年度財政投融资計画につきましては、成長力強化に向けた重要分野への投資や、国際環境の変化に対応するための海外投融资等を行うこととしており、その所要額として、総額1兆3,376億円としております。続いて、令和6年度税制改正の大綱の概要につきまして御説明いたします。令和6年度税制改正におきましては、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和し、物価上昇を十分に超える持続的な賃上げが行われる経済の実現を目指す観点から、所得税・個人住民税の定額減税の実施や、賃上げ促進税制の強化等を行います。また、資本蓄積の推進や生産性の向上により、供給力を強化するため、戦略分野国内生産促進税制やイノベーションボックス税制を創設し、スタートアップ・エコシステムの抜本的強化のための措置を講じます。加えて、グローバル化を踏まえてプラットフォーム課税の導入等を行うとともに、地域経済や中堅・中小企業の活性化等の観点から、事業承継税制の特例措置に係る計画提出期限の延長等を行います。また、扶養控除等の見直しや防衛力強化に係る財源確保のための税制措置について、決定しております。以上御説明いたしました、令和6年度予算の概算及び令和6年度税制改正の大綱につきまして、御決定をいただきたいと思っております。各位の御協力により作業を終えることができたことにつきまして、感謝の意を表します。

○林国務大臣：次に、総務大臣。

○松本国務大臣：財務大臣から御発言がありましたが、私からも令和6年度税制改正の大綱の概要について御報告いたします。令和6年度税制改正においては、地方税関係においても、定額減税や、外形標準課税の適用対象法人の見直しなどの対応を行うこととしております。今後、この大綱に沿って、所要の法案を提出していくこととなりますので、引き続き、関係各位の御理解と御協力をお願い申し上げます。

○林国務大臣：次に、私から、所得税・個人住民税の定額減税について、申し上げます。今回の所得税・個人住民税の定額減税を円滑かつ早急に実施するため、政府を挙げて努力をする必要があります。国税及び地方税の改正法案については、次期通

常国会において速やかな御審議をお願いすることとなりますが、総務大臣・財務大臣におかれては、本令和6年度税制改正の大綱の閣議決定後速やかに、法案の国会提出前であっても、源泉徴収義務者等に向けた広報活動を開始し、令和6年6月以後支払われる給与等の源泉徴収税額等から減税が円滑に実施できるよう最大限の努力をしていただくようお願いします。なお、各閣僚におかれても、今後、両省及び国税庁が短期間で準備作業を行う必要があるため、関係省庁に色々御相談することもあると思いますが、御協力の程お願いします。また、定額減税の趣旨・内容等については、低所得者への給付措置等とあわせて、国民や地方公共団体への丁寧な説明・周知広報を行う必要があるため、各閣僚におかれても、御協力をお願いします。

次に、経済産業大臣。

- 齋藤国務大臣：昨年12月に閣議決定された「国家安全保障戦略」を踏まえ、防衛装備の海外移転に関し、我が国にとって望ましい安全保障環境の創出などに向けて慎重に議論を重ねた結果、本日の国家安全保障会議において、「防衛装備移転三原則」の一部改正が決定されました。経済産業省としては、外為法を所管する立場として、新たな防衛装備移転三原則及び運用指針の下、関係省庁と連携し、厳格審査や適正管理の確保に万全を期してまいります。
- 林国務大臣：次に、河野大臣。
- 河野国務大臣：令和6年度の機構・定員の審査結果について御報告します。今回の審査に当たっては、外交・安全保障の強化、人への投資の促進、内閣の重要課題への対応など、政策遂行に不可欠なものに絞り込んだ上で、災害対応など当面对応が必要なものは時限定員で措置するなど、メリハリをつけて体制を整備することとしました。また、超過勤務の縮減のための定員を時限定員として措置することとしたほか、今年度から実施されている定年引上げに際しても新規採用を確保するため、特例的な定員を時限定員として措置することとしました。審査に当たりましては、格段の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
- 林国務大臣：これをもちまして、臨時閣議を終了いたします。
引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。
御発言はございますか。
無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

臨時閣議案件

〔 令和 5 年
12 月 22 日 〕 (金)

◎一般案件

資料あり

- 「防衛力の整備内容のうち主要な事項の取扱いについて」の一部改正について（決定）
(内閣官房・防衛省)
- 〃 ○「全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」について（決定） (内閣官房)
- 〃 ○こども未来戦略について（決定） (同上)
- 〃 ○こども大綱について（決定） (こども家庭庁)
- 〃 ○幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）について（決定） (同上)
- 〃 ○こどもの居場所づくりに関する指針について（決定） (同上)
- 〃 ○令和6年度一般会計歳入歳出概算について（決定） (財務省)
- 〃 ○令和6年度税制改正の大綱について（決定） (財務・総務省)
- 〃 ○「防衛装備移転三原則」の一部改正について（決定） (経済産業省)

[○署名あり ☆署名なし]